

補助事業番号 21-01-026

補助事業名 平成21年度犯罪等被害に関する相談及び相談員の育成・研修補助事業

補助事業者名 公益社団法人 被害者支援都民センター

1. 補助事業の概要

(1) 事業の目的

ア. 心のケアに関する電話相談等

平成21年4月1日から翌22年3月31日までの間、国家公安委員会が定める要件を満たす犯罪被害相談員等（精神科医を含む）が、犯罪被害者等（以下「被害者」という。）からの電話相談や面接相談に対応し、心のケア及び犯罪被害からの回復を図る。

イ. 相談員養成研修

平成21年4月1日から翌22年3月31日までの間、全国被害者支援ネットワークに加盟する46の民間被害者支援組織のリーダー的職員各1名に対し、2回に分けて4日間の研修を実施し、相談員の養成を図る。

ウ. 直接的支援マニュアルの作成

平成21年4月1日から翌22年3月31日までの間、全国から20名の被害者等を当センターに招聘して面接・検証等を行い、これを参考に現場で活用できる直接的支援マニュアルを作成する。

(2) 実施内容

ア. 心のケアに関する電話相談等

・電話相談対応時間 月・木・金 午前9時30分～午後5時30分

火・水 午前9時30分～午後7時00分

（土、日、祝、年末年始を除く）

・ホームページによる相談受付 <http://www.shien.or.jp>

・平成21年度中、被害者からの電話相談を2,768件受理し、その中から必要性の認められた被害者に対して、面接相談を547件、直接的支援を302回実施し、被害者の被害からの軽減、回復を支援した。

イ. 相談員養成研修

・第1回被害者支援セミナー

平成21年7月6日（月）午前9時30分から

同 年7月9日（木）午後3時00分までの間実施

実施場所 被害者支援都民センター
・第2回被害者支援セミナー
平成21年11月9日(月)午前9時30分から
同 年11月12日(木)午後3時00分までの間実施
実施場所 被害者支援都民センター

ウ. 直接的支援マニュアルの作成

13名の被害者遺族にご協力いただき、インタビュー調査を実施した。当センターで受けた支援の評価に焦点を当て、被害者遺族が抱える問題、当センターへの相談経路、他機関における支援についても併せてインタビュー調査を実施した。

語られた言葉の中から、被害者遺族を支援する者にとって知っておくべき多くの情報が得られるとともに、今後の支援活動をより有意義なものにしていくための方向性も示され、犯罪被害相談員等が直接現場等で活用できるマニュアルが完成した。

2. 予想される事業実施効果

被害者支援に関する各種の法整備等がなされ、現在、多くの機関や各施設等社会全体での計画的、戦略的な被害者支援態勢が整備されつつある。

さらに、「犯罪被害者等の権利利益の保護に関する刑事訴訟法の一部改正」に基づく被害者参加制度や昨年5月21日からの裁判員制度の施行により、当センターにおける各種支援活動は益々その重要性を増し、取扱いの増加が見込まれるところである。

このような中で、心のケアに関する的確な相談やより効果的な研修の開催等により、犯罪発生直後から2次的被害を与えることなく迅速かつ適切な被害者支援が行われるよう真摯な対応に努めてまいりたい。

3. 本事業により作成した印刷物

「民間被害者支援団体の支援を考える～被害者遺族のインタビュー調査から見てきたもの～(冊子・36頁)」600部作成・配付

4. 事業内容についての問い合わせ

団 体 名 公益社団法人被害者支援都民センター
住 所 169-0052
新宿区戸山3-18-1
代 表 者 名 理事長 渥美 東洋(アツミ トウヨウ)
担 当 部 署 事務局
担 当 者 名 専務理事 濱田 和男(ハマダ カズオ)
電 話 03-5287-3338

F A X 03-5287-3339

E - m a i l vsct@shien.or.jp

U R L <http://www.shien.or.jp>